

IT業向け 債権回収サービス 料金表（スポット案件）

PRICE 相談料

◆ 初回相談

初回相談は30分無料です。まずはお気軽にご相談ください。

※初回無料相談はオンラインでの実施となります。事案のヒアリングと回収見通しの初期判断を行う面談となるため、資料の精査を前提とする個別具体的な法的助言は難しい場合があること、ご容赦願います。

◆ 2回目以降のご相談

90分 1万5000円（税別）

SPOT 単発案件向けのスポット料金（システム・Sierの開発代金、WEB制作代金、SES報酬 など）

① 着手金

システム開発代金、WEB制作代金、SES報酬などの未払いについて、まずは見込み診断又は訴訟前の交渉から始め、相手方の対応や証拠状況に応じて、財産保全、訴訟、強制執行へ進むかを検討します。
請求額によって基本的な弁護士費用は変わりません。ただし、交渉回数、出廷回数、尋問の有無、強制執行の内容など作業工数に応じた費用が必要となります。

サポート	内容・業務	弁護士費用 (税別/実費は別途)	備考
回収見込み診断	契約書がない、相手が否認している場合などに回収可能性を判断し、結果をレポートで共有します。	5万円	ご希望がある場合のみ実施します。
交渉（訴訟前）	弁護士名義での通知・連絡による督促を行います。 ・内容証明郵便＋交渉（書面/電話）2回	10万円	3回目以降の交渉（書面/電話）は事前にお見積りをご提示します。
財産保全	資産隠しの兆候がある場合に仮差押え手続きを実施します。 ・申立書作成 ・裁判官面談の代理 ・仮差押えの実行	15万円	■実費、特に担保金が必要となることにご注意ください。 ■担保金は回収手続終了後に返還いたします。
訴訟	裁判手続きを実施します。 ・訴状・準備書面その他の作成 ・出廷対応 ・和解交渉	日当×出廷回数 【第1回出廷】10万円/回 【第2回目以降の出廷】 WEB出廷：3.5万円/回 現地出廷：5～10万円/回 尋問：10～15万円/回	■日当には書面作成費用を含みます。 ■第一審のみ。控訴審は別途協議いたします。
強制執行	差押えによる回収手続きを実施します。 ・申立書作成 ・裁判所との連絡業務代理	5万円～	不動産・動産・債権執行、財産開示手続など、選択する手続に応じて別途お見積りとなります。

② 報酬金

実回収額 × 20% + 消費税

※ 実回収額には、相手方より支払いを受けた全ての金銭（元本・遅延損害金・訴訟費用）を含みます。

③ 実費

サポート	実費の内訳
回収見込み診断	原則0円
交渉（訴訟前）	郵便代（3,000円程度）
財産保全	印紙代 / 郵券代 / 担保金（請求額×30%程度） / 交通費等 （※担保金は裁判所が事案の性質に応じて決定します）
訴訟	印紙代 / 郵券代 / 交通費等
強制執行	印紙代 / 郵券代 / 交通費等

IT業向け 債権回収サービス 料金表（定期/反復案件）

RECURRING 定期／反復案件向けの債権回収サポート費用（保守運用費、アプリ利用料 など）

毎月定額で、弁護士による督促業務を行います。少額未払いが毎月複数発生する事業者様におすすめいたします。

対象

- ・1件あたりの未払い額が10万円以下
- ・支払い義務について争いがない案件
- ・相手方の氏名・名称、住所、電話番号等が把握できている案件

① ベース顧問費用（債権回収の場合）

5000円／月（税別）

債権回収サポートのご締結にあたっては、ベース顧問のご締結が必要となっております。

ベース顧問（債権回収の場合）のサポート内容

サポート	詳細
未払い発生時の初動相談	この案件は定型督促でよいのか、個別対応が必要なのかを早期に判断可能となります。
督促テンプレート（簡易）の提供	事業者名義の督促状（簡易）のテンプレート作成およびチェックを行います。
再発防止の簡易アドバイス	未払いが繰り返し発生する原因についての助言を行います。

※上記3つのサポートは合算して月30分以内

② 債権回収サポート費用

督促件数（1ヶ月あたり）	業務内容	月額弁護士費用（税別）
5件以下	1ヶ月に次の業務を定期的に実施いたします。 ① 弁護士名義の通知書送付（特定記録郵便） ② 電話連絡 2回（2週間に1回） ③ 弁護士名義の督促状送付（普通郵便）	3万円
6件～10件	同上	4.5万円
11件以上～	同上	別途協議

③ 実費

特定記録郵便代	320円／通
普通郵便	110円／通

※郵便料金の変動により実費も変動いたします。

備考

- ・それぞれ①、②、③を合算した費用がかかります。
- ・回収の有無を問わず弁護士費用は発生します。
- ・定型業務を実施後、回収ができない場合であっても弁護士による督促業務は終了します。
- ・訴訟等の手続を希望する場合は別途協議となります。